

高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(新)

第1条から第6条 (略)

(補助金の交付の決定の変更の申請)

第7条

(削除)

(削除)

第8条 (略)

(事業遂行状況の報告)

第9条 補助事業者は、知事が事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、別記第5号様式による事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

第10条から第15条 (略)

(補助の条件)

第16条

(8) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(旧)

第1条から第6条 (略)

(補助金の交付の決定の変更の申請)

第7条

(3) 第3条第1号及び第2号に掲げる事業と同条第3号に掲げる事業との相互間の経費の額の流用

(4) 第3条第1号及び第2号に掲げる事業から同条第3号に掲げる事業への変更

第8条 (略)

(事業遂行状況の報告)

第9条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による状況報告は、別記第5号様式によるものとし、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期(第4・四半期を除く)末日現在における状況報告書を、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。

第10条から第15条 (略)

(補助の条件)

第16条

(8) 県税の滞納がないこと。

第17条から第19条（略）

（附則）（略）

（附則）

この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

第17条から第19条（略）

（附則）（略）

新設